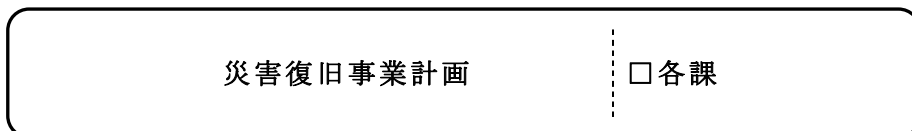


第2章 災害復旧事業の推進

第1節 災害復旧事業計画



【基本方針】

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、災害の再発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。

なお、災害復旧事業の実施にあたっては、将来の災害に備える事業計画を樹立し、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復旧を目標にその実施を図るとともに、県等が実施する事業等に関して市は積極的に協力する。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画

- 1) 河川、海岸、砂防設備、治山施設、道路、橋梁、港湾、漁港について災害発生の原因を追及し、関係機関との総合的連携のもとに迅速かつ適切な復旧事業を施行し、さらに、復旧事業を施行することを必要とする施設の新設改良等を併せて行うことにより災害の再発生を防止する。
- 2) 豪雨や地震等に伴う地盤の緩みや施設の損傷などにより、土砂災害や浸水の危険性が高まっている箇所や区域については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り警戒避難体制の早期構築や土砂災害防止対策を行うものとする。

2. 農林水産業施設災害復旧事業計画

- 1) 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に基づき、関係機関との総合的連携のもと迅速に復旧事業が施行されるよう努めるものとする。
- 2) 災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設またはこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、災害の再発生の防止に努めるものとする。
- 3) 事業主体は、原則として市、土地改良区、農業協同組合、森林組合等であるが、必要に応じ復旧事業の推進について県等の技術的指導を受ける。
- 4) 被害の規模が大きく、復旧について市事業範囲をはるかに超える場合や、復旧に高度の技術を要する場合は、実状に応じ県営事業として施工するよう要請する。

3. 都市施設災害復旧事業計画

- 1) 下水道、公園、街路及び都市排水施設等の都市施設が災害を受けた場合や、人家、工場等の集落地が土砂の流入、崩落等により堆積土砂の災害を受けた場合において、災害復旧や堆積土砂の除去等を速やかに行うことによって民生の安定を図り、公共の福祉を確保する。
- 2) 復旧にあたっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を図る。

4. 公営住宅災害復旧事業計画

住民の生活の安定を図るため、公営住宅法(昭和26年法律第193号)の規定に基づき、迅速かつ的確な公営住宅や共同施設の建設または補修を進める。

5. 公共文教施設災害復旧事業計画

- 1) 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ的確な教育施設等の復旧を促進する。
- 2) 災害の再発生防止のため、原因を検討し、建築物の不燃堅牢構造化、防災施設の設置等を図る。

6. 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- 1) 施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国、県その他関係機関の融資を促進する。
- 2) 災害の再発生防止のため、施設の設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

7. 医療施設災害復旧事業計画

住民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため迅速かつ的確な復旧計画により早期復旧を図る。

8. 公営企業災害復旧事業計画

住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を図る。

9. 公用財産災害復旧事業計画

公共的、社会的な影響を勘案して早期復旧を図る。

10. ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に住民の日常生活と密接な関係があるため、早期復旧を図るとともに、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

11. 文化財災害復旧事業計画

文化財は国民の貴重な財産であることにかんがみ、迅速かつ適切な復旧を促進する。